

第1回公文書管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和元年12月16日(月)午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 開催場所 県庁3号館第3委員会室
- 3 出席した委員の氏名 中川丈久会長、五百蔵俊彦委員、川副和宏委員、後藤玲子委員、桜間裕章委員、申吉浩委員
- 4 事務局等出席者職氏名 企画県民部長 戸梶晃輔、管理局长 渡瀬康英
文書課長 陰山晶彦、副課長 立石裕一
文書管理班長 小田涼子、職員 玉置裕大、職員 浅田素男
県民情報センター室長 山内喜夫

5 議題

- (1) 会長の選出及び会長の職務を代理する委員の指名
- (2) 公文書管理委員会運営規程の制定について
- (3) 公文書管理指針案について
- (4) 条例に基づく公文書管理の実務について

6 議事要旨及び議決事項

- (1) 会長の選出及び会長の職務を代理する委員の指名
公文書管理委員会規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって中川委員を会長に選任した。
中川会長は、公文書管理委員会規則第4条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員として桜間委員を指名した。
- (2) 公文書管理委員会運営規程の制定について
公文書管理委員会運営規程(案)について事務局から説明があり、各委員から了承を得て原案のとおり可決した。
- (3) 公文書管理指針案について
公文書管理指針案について諮問があり、公文書管理指針立案の考え方について事務局から説明の後、審議を行った。
諮問に対する主な意見は下記7のとおりであり、継続審議とした。
- (4) 条例に基づく公文書管理の実務について
事務局から条例施行前後の実務について説明があった。

7 諮問に対する主な意見

- (1) 解釈運用の統一性の確保について
各実施機関における解釈運用の統一性を確保する仕組みが必要ではないか。
「桜を見る会」では、省庁によって招待者名簿の保存期間が異なっていた。
同じ又は類似の文書であるにもかかわらず、それぞれの担当でバラバラな保存期間が決められるようなことでよいのか。
国の場合、行政機関の長は、行政文書管理規則を設けるに当たり、内閣総理大臣に協議し、その同意を得るなど、内閣総理大臣に強い権限があるが、同様に、条例の統一的な適正運用を確保するために、知事に強い権限を持たせることもできるのではないか。

(事務局) 条例は、情報公開条例にならい、各実施機関の独立性を重視する構成を採用した上で解釈運用の統一性を確保するための仕掛けとして、知事が公文書管理指針を定め、実施機関はこれを参酌しなければならないとしている。

解釈運用の整合を図るための更なる仕組みとして、各実施機関の総括文書管理者による連絡調整会議を設けることを検討する。

(2) 公文書の廃棄についてのチェック機能について

公文書の廃棄については、「桜を見る会」文書のような恣意的廃棄の疑いを抱かれるようなケースや誤廃棄が生じないようチェックの仕組みが必要ではないか。

熊本県の条例では、公文書を廃棄する際に委員会の意見を聴くことになっている。

全ての公文書の廃棄について委員会に諮ることまではできないが、何らかのチェック機能が望まれる。

(3) 解釈濫用防止について

ア 安易に文書の保存期間を1年未満とすることがないようにしなければならない。

「文書管理者において、保存期間を1年未満とすることが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」という類型への当てはめが濫用されないようにしなければならない。

イ 受領の処理を要しない取得文書について、「公文書として管理する必要がないことが明らかな文書等」という類型への当てはめが濫用されないようにしなければならない。

(事務局) 安易な解釈がなされないよう指針においてできる限り具体例を記述する。

(4) 「一般の利用に供する歴史文書」の意義について

「一般の利用に供することを目的として保有しているもの」が「公文書」から除外される(条例第2条第3項第1号)ということと、「一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき公文書」については1年以上の保存期間を設定すべき(資料2 p 5右欄1(4))とすることに矛盾はないか。

(事務局) 「一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき公文書」とは、保存期間の満了したとき(公文書でなくなったとき)には、一般の利用に供するための歴史資料として保存すべき公文書という意味であり、矛盾はない。指針案本文においては、誤解がないよう丁寧に記述する。

8 その他

第2回委員会は、令和2年1月21日(火)午後1時30分から開催することとした。